

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年12月まで
② 昭和48年6月から52年2月まで

私は、申立期間①及び②については、国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付したと思う。特に申立期間②については、第2子が生まれてしばらくして、自転車で市役所に加入手続にいったことなどを記憶している。申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②以降の国民年金加入期間（この国民年金保険料納付済み期間には任意加入期間も含まれている。）について、国民年金保険料をすべて納付している。

なお、この間、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回なされているが、この各切替手続も適切になされている。このように、申立期間②以降においては、申立人の納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人は、申立期間②については、義母が国民年金に未加入であったことを悔やんでおり、昭和48年7月に第2子が誕生した後しばらくして、自転車で市役所へ行き加入手続をしたこと、国民年金保険料を納付し始めた際の保険料月額が1,000円前後であったことなど、申立期間②における国民年金加入や保険料納付について詳細かつ具体的に述べているところ、申立人が国民年金加入当初に納付したと主張する国民年金保険料額（1,000円前後）は、申立人の第2子が誕生した昭和48年7月から半年後（49年1月）以降の実際の国民年金保険料額（900円）とほぼ一致している。これら申立人の供述内容がいずれも具体的である上、申立人の記憶している国民年金保険料額が当時の保険料額とおおむね一致する事実からすれば、申立人は、遅

くとも昭和 49 年 1 月時点では国民年金に加入し、保険料を納付していたと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 48 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、申立人が国民年金に加入したのが 49 年 1 月と考えられ、当時の国民年金保険料が 550 円であった事実を踏まえると、それ以前の段階で申立人が国民年金保険料を納付したとは認められない。

- 2 申立期間①については、申立人の国民年金加入^{あいまい}手続の時期や納付したとする国民年金保険料納付額などについての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情、及び申立期間①の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 上記の事実、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から 52 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和45年4月から同年6月まで

申立期間①については、昭和40年4月に結婚後、2年間ほど未納であったが、まとめて2年分納付できると聞き、国民年金の地区担当員をしていた知人に国民年金保険料を支払った。

申立期間②については、知人とは別の地区担当員が自宅に集金に来て納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金保険料の徴収員をしていた知人に、申立期間①の国民年金保険料を一括納付したと主張しているところ、A市は、「申立期間①当時、国民年金保険料の徴収を担当する地区担当員（市非常勤職員）は、過年度保険料を徴収することはなかった。」と回答していることから、申立人の知人が、地区担当員の業務として国民年金の過年度保険料を徴収していたとは考えにくい。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人の知人は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の申立期間①に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は、昭和42年4月に国民年金に任意加入して以降の国民年金加入期間について、申立

期間②を除き国民年金保険料の未納は無く、任意加入以降の申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録及び領収書から納付日が確認できる昭和42年度、43年度及び昭和44年4月から同年6月までの期間については、申立人は、国民年金保険料を納期限内に現年度納付していることが確認できること、当時の納付方法は納付書による方式であり、年度初めの3か月のみをあえて納付しなかったとは考えにくいこと、及び申立期間②前後で、申立人に住所の変更などは無く生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②の国民年金保険料については、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの期間及び昭和63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで
② 昭和63年4月から平成元年3月まで

申立期間①当時は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、夫が納付となっているにもかかわらず、私が未納となっていることは考えられない。

また、昭和62年度以降は、夫の保険料は納付しなかったが、私の分の保険料は、継続して納付していたので、申立期間②が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、3か月と短期間であり、申立人は、昭和36年4月から57年9月までの期間については、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も、37年5月に結婚した後、41年4月から57年6月までの国民年金保険料は、すべて納付している。

また、申立人は、申立期間①当時、申立人及び申立人の夫の国民年金保険料は申立人が納付していたと主張しており、申立人の夫の申立期間に係る国民年金保険料は納付済みであることから、申立人が、申立期間①について、夫の保険料を納付しておきながら、あえて申立人の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立期間②については、申立人は、昭和62年度以降は、当時、年金制度に不信を抱いていた申立人の夫の国民年金保険料は納付しなかったものの、申立人の保険料については継続して納付したと主張しているところ、昭和62年度以降の国民年金保険料について、申立人の夫については未納期間が

あるものの、申立人は申立期間②を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

加えて、申立期間②の前後を通じて、申立人及び申立人の夫に職業変更や住所変更は無く生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の申立期間②前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることを踏まえると、申立期間②の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要であるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する44年9月及び同年10月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

申立期間当時、両親が「年金だけは掛けておくべきだ。」とよく言っていたのを憶えている。申立期間の国民年金保険料は、両親が納付してくれたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の両親も、国民年金制度発足時から60歳到達時までの国民年金保険料を完納しており、申立人及び申立人の両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和45年4月に払い出されたことが確認できること、及び申立期間当時、申立人と同居していた申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した43年4月を資格取得日として同年9月に払い出されており、同年10月に、43年4月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、申立人の両親が、申立人についてのみ、さかのぼって納付可能な期間の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

なお、申立期間のうち、昭和44年9月及び同年10月については、申立期間当時、国民年金の強制加入期間とされていたものが、平成20年1月に社会保険庁が申立人に係る年金記録を統合した際に、厚生年金保険加入期間に訂正さ

れているものの、当該期間の国民年金保険料相当額が還付された事実は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、厚生年金保険加入期間と重複する昭和44年9月及び同年10月の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

大分国民年金 事案 391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月及び同年3月
② 昭和47年1月から49年10月まで

申立期間当時、私はA区に住んでおり、法律事務所に勤務していた。国民年金保険料は、送られてきた納付書により金融機関で支払っていたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、2か月と短期間であるほか、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が昭和46年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、同年2月に、当時居住していたB区において払い出されていることが確認できる。

また、申立人に係る戸籍の附票から、申立人は、昭和46年3月にA区に転居していることが確認できるところ、申立期間①直後の昭和46年4月から同年12月までの国民年金保険料は、A区において現年度納付されていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、昭和46年2月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後に国民年金の加入手続を行ったことが推認され、申立人が、自ら国民年金に加入した直後の申立期間①の国民年金保険料について、あえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間②については、1)国民年金被保険者台帳管理簿では、申立人について「不在」と記録されていることが確認できるところ、A区は、国民年金被保険者に国民年金保険料納付書を送付しても宛先不明で返送されることが続いた場合、住民票を確認した上で「不在」として処理していたと回答していること、2)申立人は、申立期間②当時、A区内で転居したことがあると供述していること、及び3)申立人の特殊台帳には、A区内での転居の記録が確認

できないことから、申立期間②の一部の期間については、申立人に国民年金保険料の現年度納付分の納付書が送達されていなかった可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 140

第1 委員会の結論

A社の事業主は、昭和19年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年2月1日まで
私は、昭和14年4月から19年1月末までA社に勤務した後、19年2月20日に陸軍に入隊した。

申立期間について、事業主より給料から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しており、また、この間は健康保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者証を所持していたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿に申立人の氏名の記載があり、厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和17年1月1日（厚生年金保険料の徴収開始が昭和17年6月1日のため、厚生年金保険被保険者資格記録上の資格取得年月日は同年6月1日となる。）となっていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社を退職後、昭和19年2月20日に出征したと供述しているところ、社会保険庁には申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録は無い。

一方、申立てに係る事業所に就職し、退職してから兵役を経て、当該事

業所に復職したとする申立人の供述は具体的で一貫性があり、退職前の当時の元同僚は、「申立人と一緒に勤務していた。」と証言している。

さらに、申立人は、昭和19年1月末に兵役のため退職したとしているところ、同年2月20日に陸軍に入隊したことが、B県C課の回答書から確認できる。

加えて、申立人は、入隊通知を受け取ってから直ちに会社を退職し、その後20日ぐらいの準備期間を要して出征したと供述しており、昭和19年1月31日に退職したと推認することができ、関連資料は無いものの、厚生年金保険被保険者資格喪失日を同年2月1日とすることが必要である。

これらを総合的に判断すると、事業主が、昭和19年2月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、社会保険事務所の記録が紛失しており、標準報酬月額の認定が困難であることから、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の、A社における船員保険の資格取得日は昭和24年2月1日、資格喪失日は同年10月1日、及び資格取得日は25年1月20日、資格喪失日は同年8月10日であると、それぞれ認められることから、当該両期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該両期間に係る標準報酬月額については、昭和24年2月から同年5月までの期間は5,100円、同年6月から同年9月までの期間は7,000円、25年1月から同年7月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月1日から24年2月1日まで
② 昭和24年2月1日から同年10月1日まで
③ 昭和24年10月1日から25年1月20日まで
④ 昭和25年1月20日から同年8月10日まで
⑤ 昭和25年8月10日から26年5月1日まで

私は、昭和23年8月にA社（現在は、B社。以下同じ。）所有のC丸に乗船した。家庭の事情で帰郷する昭和26年4月まで乗船していたので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船したとする船舶がA社所有であったことが確認できること、乗船時期などについての申立人の具体的供述とD地区に進出した同社の沿革が符号していること、及び申立人が挙げた元同僚について船舶所有者を同社とする船員保険の被保険者記録が存在することから、申立人は、申立期間当時、同社所有の船舶に乗船していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管しているA社に係る船員保険被保険者名簿

には、申立期間②及び④の期間について、生年月日の一部が異なるものの、申立人と同姓同名の未統合被保険者記録が確認できる。

さらに、同船員保険被保険者名簿（被保険者証記号番号の欠落は無い。）において、ほかに申立人と同姓の被保険者は見当たらないこと、及び申立人が記憶していた船長（機関長）の被保険者記録が確認できることから、当該両未統合記録は申立人の船員保険被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、申立期間②及び④の期間に係る標準報酬月額については、A社に係る船員保険被保険者名簿により、昭和24年2月から同年5月までの期間は5,100円、同年6月から同年9月までの期間は7,000円、25年1月から同年7月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①、③及び⑤について、いずれの期間においても申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、A社に申立人に係る船員保険料の給与控除について照会した結果、「その事実を確認できる関連資料が無く不明。」と回答しており、船員保険の加入状況等については不明である。

なお、B社E支店は、社会保険事務所の記録によれば、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての記録も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間①、③及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間②に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 1 月 1 日から 29 年 12 月 31 日まで
② 昭和 30 年 1 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間①について、当時の同僚と一緒にA社で勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと確信しているため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、脱退手当金を受け取った覚えはないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、脱退手当金を支給した場合、当時の社会保険事務所の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立人と同じA社の厚生年金保険被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた2名の者の被保険者名簿については、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があり、他の事業所における厚生年金保険被保険者期間についても、脱退手当金の支給がなされており、同社の厚生年金保険被保険者期間に対してのみ脱退手当金の支給がなされている申立人と脱退手当金の支給状況が異なり、同社の事業主が申立人に代わり、脱退手当金の請求手続を行ったとは考えにくい。

さらに、申立人はA社を退職後、国民年金制度開始当初から、国民年金

に加入し保険料を納付し、厚生年金保険被保険者期間と長期間にわたって、年金制度に加入していることが確認でき、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間①について、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また申立人が勤務したとするA社は、既に解散しており、事業主や事務担当者の消息も不明である上、当時の会社の記録も無く、給与明細書等、申立人の勤務を確認できる資料や厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分国民年金 事案 387

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年12月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月から平成5年3月まで
申立期間の私の国民年金保険料は、夫が、A市のB支所で加入手続をして、夫婦二人分の保険料を近くの金融機関で毎月納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の夫は、年金手帳の交付や国民年金保険料額などについての記憶が曖昧であり、申立人に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿等から、平成5年5月ごろに払い出されたことが推認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 388

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年2月まで
母親が、町内の納付組織で国民年金保険料を集金しており、私の分も納付したと聞いていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親も既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、社会保険庁のオンライン記録から、申立人が平成10年8月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金に加入した後の同年9月に、さかのぼって国民年金加入期間とされたものであることが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年3月までの期間及び39年11月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年3月まで
② 昭和39年11月から40年3月まで

私の国民年金保険料は、私の妻が毎年3月にまとめて1年分を市役所の窓口で納めていたはずなので、申立期間を未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、申立人の妻が、毎年3月にまとめて1年分を市役所に納付したと主張しているところ、申立人の妻は、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付時期や納付金額などについての記憶が曖昧であり、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の申立期間①直後の昭和39年4月から申立期間②直前の同年10月までの期間、45年4月から47年7月までの期間及び48年10月から50年3月まで期間の国民年金保険料は、50年11月17日にそれぞれ特例納付及び過年度納付により納付されていることが確認できる。

このことについては、申立人は、昭和50年11月の時点では、60歳到達時までの国民年金保険料を納付したとしても国民年金の受給資格を満たさず、当該特例納付及び過年度納付により年金受給資格期間を満たすことが確認できることから、これらの特例納付及び過年度納付は、申立人の年金受給資格を満

たすのに必要な国民年金保険料のみを納付することを目的としていたものと考えられ、申立期間①及び②の国民年金保険料について、特例納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年5月までの期間及び60年10月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年9月から60年5月まで
② 昭和60年10月から62年9月まで

A市役所から私の国民年金保険料が未納になっているとのはがきが来て、今なら全額納付できるとのことであった。申立期間の保険料については、昭和62年に父親が、A市役所で全額納めたはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする父親の記憶も曖昧であるため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和63年3月以降に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情、並びに申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 17 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 27 日から 41 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 2 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 62 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①においては、A社で、自衛隊内の販売店で勤務した。その後、再度、申立期間②及び③において、同社の本店で勤務した。

また、申立期間④については、B社に入社しC百貨店内で、申立期間⑤については、D社で勤務した。

申立期間①から⑤の期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人の勤務内容等に関する具体的な供述や一部の期間において厚生年金保険の記録が認められることから、A社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社、B社はすでに全喪し現存しておらず、厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、申立期間①については、当時の同僚からの証言を得ることもできない上、申立期間②及び③について、元事務担当者は、「会社は、3か月ほどの試用期間を設けていた。申立人は在籍したとは思いますが、在職期間については覚えていない。」と供述している。

申立期間④後の昭和 47 年 7 月 1 日から同年 8 月 3 日までの間については、社会保険庁のオンライン記録の厚生年金保険の資格の得喪日と雇用保険の加入記録が一致していることが確認できることから、勤務していたことが認められるが、申立期間④については、B社の元事業主の親族及びC百貨店内の元同

僚は、「申立人についての記憶が無い。」と供述しており、申立期間④において申立人が勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

申立期間⑤については、D社の現事務担当者は、「申立人が退職後に入社したので、当時のことはよく分からないが、会社が保管している雇用保険の記録から、申立人は昭和62年4月1日から勤務したとしか言えない。」と供述している。

また、社会保険庁のオンライン上の厚生年金保険の資格の得喪日と雇用保険の離職日及び取得日とがほぼ一致していることが確認できる。

さらに、元同僚等から勤務期間を特定できる供述を得ることができない。

このほか、申立期間において申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から 51 年 12 月まで
② 昭和 51 年 12 月から 52 年 10 月まで
③ 昭和 52 年 11 月から 55 年 8 月まで

私は、申立期間①において、A社に、申立期間②においては、B社に勤務した。

また、申立期間③においては、知人の紹介でC社に勤務した後、1度退職し、1年後に再度、同社に入社し、勤務した。

入社する際は、いずれの申立期間についても必ず健康保険証をもらっていたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の具体的な供述によりA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は昭和 53 年 6 月 12 日に全喪しており、当時の元事業主関係者もすべて死亡していることから、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等については不明である上、申立人の記憶している同僚については連絡先が不明であり証言を得られず、そのほかの同僚からは、勤務状況をうかがわせる証言を得ることはできない。

また、申立人が記憶している当時の同僚の一人については厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、申立人の具体的な供述及びB社が商業登記簿において確認できたことから、当該事業所において勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、B社は社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険

の適用事業所としての記録が無い上、類似する名称の適用事業所も確認できない。

申立期間③については、元事業主の供述からC社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、C社は昭和60年9月29日に全喪しており、元事業主に照会した結果、「事業所で保管していた書類はすべて廃棄しており不明。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、元事業主は、「申立人が当社に勤務していたのは間違いないと思うが、その期間に係る記憶が定かでない。」と供述している上、当時の同僚からは供述を得ることができず、厚生年金保険の加入記録が確認できる期間を除き、申立期間③において、C社に勤務していたことをうかがわせる事情を得ることができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 143

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から同年10月1日まで

私は、昭和41年12月1日から43年3月11日まで、A社で理事長に次ぐ立場の支配人として働いていた。

しかし、申立期間の記録が無い。この間も継続して勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に係る供述及び複数の元同僚などの証言から、申立人が、申立期間において、A社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、A社は、平成4年10月1日に全喪しており、厚生年金保険料控除に係る関連資料は無く、当時の同組合の理事長も死亡しており、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和42年5月5日に資格喪失し、同年5月17日に健康保険証を返却し、同年10月1日に資格取得していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録においては、離職届が昭和42年5月4日付けで提出されており、厚生年金保険の資格喪失日と一致する上、その後、資格取得届が42年8月16日に提出されていることが確認できる。

加えて、申立期間当時、理事長であった者の資格取得日は昭和43年7月1日であることから、事業主はすべての役員について厚生年金保険に加入させていなかった可能性もうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 144

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月 26 日から同年 6 月 14 日
② 昭和 58 年 5 月 11 日から 59 年 6 月 3 日

私は、昭和 41 年 4 月 7 日に入社し 63 年 3 月の退職まで A 社で勤務しており、その間は転職していない。子供が小さかった期間の昭和 56 年 6 月 15 日から 58 年 5 月 11 日は、パート扱いで常に従事していた記憶がある。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②において、A 社に勤務していたと主張しているものの、A 社に照会した結果、「申立人は、当社で勤務していたことは事実であるが、勤務期間についての記憶は定かでなく、また、当時の厚生年金保険料控除等に係る関連資料も無く、詳細については不明である。」と回答しており、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入状況等は不明である。

また、申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、昭和 56 年 1 月 26 日喪失、59 年 6 月 4 日再取得と記載されていることが確認でき、社会保険庁のオンライン上の厚生年金保険の資格の得喪日と一致する。

さらに、申立期間①においては、申立人の被保険者原票から昭和 56 年 2 月 6 日付けで健康保険継続療養証明書が交付されていることが確認でき、また、申立期間②においては、申立人の配偶者の被保険者原票から、申立人は昭和 57 年 2 月 4 日から 59 年 6 月 4 日までの期間について、配偶者の扶養認定を受けていることが認められる。

加えて、申立人が A 社の厚生年金保険被保険者資格を再取得した日（昭和 59 年 6 月 4 日）と、扶養認定終了日が同一日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。